

平成 30 年 6 月 15 日現在

機関番号：32689

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2017

課題番号：16K16667

研究課題名(和文) アルジェリアはフランスでどう語られるのか 1990年代以降の政策の観点から

研究課題名(英文) How does France narrate its colonial past in Algeria?: Reviewing policies from the 1990s

研究代表者

大嶋 えり子(Oshima, Eriko)

早稲田大学・政治経済学術院・助手

研究者番号：90756066

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円

研究成果の概要(和文)：アルジェリアの植民地支配(1830-1962)と独立戦争(1954-1962)の記憶をフランスの公的機関がどのように扱っているのかを検討した。その結果、移民統合および国民的結合を促進する政策の一環として、これらの記憶を1990年代以降になって公的機関が取り上げるようになったことが明らかになった。一方で、自治体では住民の中での特定の集団を優遇する政策の一環としてアルジェリアに関わる記憶が承認されるようになったことが分かった。

研究成果の概要(英文)：This study examines how French official institutions address memories related to the colonisation of Algeria (1830-1962) and its war of independence (1954-1962). It reveals that French institutions began to treat those memories aiming at fostering the integration of immigrants and the national cohesion. The study however mentions that the aim at the municipal level was different: policies recognising memories related to Algeria intended to give preferential treatment to a certain group living in the city.

研究分野：政治学

キーワード：植民地 フランス政治 アルジェリア 戦争 記憶

1. 研究開始当初の背景

フランスによるアルジェリアの植民地支配(1830-1962)と独立戦争(1954-1962)は長い間フランス政府により語られなかった。しかし、1990年代に入り政府は法律の制定や博物館の開館等によりこの沈黙をやぶった。本研究はフランス政府のこの態度の変化に注目するものである。

本研究では特に記憶とその公的承認に注目し、特定の集団が共有する記憶がどのように承認されるのか、あるいは承認されないのか、という点について考えていく。フランス国内の人の中でアルジェリアに関わる記憶を持つ者は主にアルジェリア人移民、引揚者、退役軍人、ハルキであり、彼ら・彼女らの記憶が公的にどのように扱われるのかを見ていく。

こうした課題を取り上げることは、フランスとアルジェリアをめぐる和解の問題と深く関わっている。すなわち、フランスの公的機関(政府、立法府、自治体等)が植民地支配下で生じた問題(社会で共有されていた偏見、法制度上の差別、警察や軍による暴力等)に対してどういった認識を持ち、どういった対応を現代においてとっているのかを問うことになる。したがって、過去をめぐる現代的なテーマである。

2. 研究の目的

1830年にフランスはアルジェリアに侵攻し、アルジェリアを植民地にした。1954年に独立戦争が始まり、1962年にアルジェリアは独立を獲得した。一世紀以上にわたるフランスによるアルジェリアの植民地支配と7年強続いた戦争は地中海の両側において多数の傷跡を残した。しかしながら、公的にアルジェリアの植民地支配と独立戦争の記憶は承認されずにいた。この事態は1990年代に入ってから変わった。国家や自治体は記念碑や施設、法律に特定の集団が持つアルジェリアの記憶を刻み込み、少なくとも形式的にはそれらの記憶を公式に承認した。1990年代以降、自治体レベルから国家レベルにいたるまでフランスの公的機関はアルジェリアの記憶に対し態度を変えたのである。

以上を踏まえ、なぜ1990年代以降にこのような態度の変化があったのかを理解するために、本研究はどのような国際的および国内的な文脈で何のためにフランスがアルジェリアの記憶を公的に承認したのかを明らかにする。本研究では、記憶の承認を次のように定義する。すなわち、記憶を排除もしくは否定する行為をやめ、記憶を少なくとも形式的に肯定することである。また、本研究でいう公的承認とは公的機関である政府や自治体による承認を指す。

3. 研究の方法

取り上げた事例と使用した資料
アルジェリア関連の記憶に関わる法律の

制定、パリに位置する国立移民歴史館、ペルピニャンにあるアルジェリア在住フランス人史料センターの設立の三つの事例を取り上げる。それぞれの政策決定過程を追い、どういった政策上の意図があったのかを検討する。

そのために、国民議会(下院)や委員会、市議会の議事録などを考察し、とりわけ移民統合と国民的結合を促進する政策との関連に着目する。特に、どういった文言を使用しているのか、誰のどういった記憶を政策の中にどのように取り入れるのか、誰の記憶を無視するのか、という点を取り上げる。

研究枠組み

本研究では記憶を過去の情緒的な再構築と捉える。承認に関しては、アクセル・ホネットの承認論に基づいて検討していく。以下では、本研究における記憶の承認の前提とホネットの議論に基づいた記憶の承認の様式を明らかにする。

記憶の承認の前提として、過去において個人や集団が異なる立場にいたように、現在において過去の出来事をめぐる立場は多様であるという点を考慮する必要がある。その一方で、公的な記憶の扱いは一面的な場合が多く、多様な記憶が考慮されていないことがある。したがって、特定の個人や集団が有している記憶とは異なる記憶が公的な機関において支配的になることがある。すると、公的な機関が掲げるものとは異なる記憶を有している個人や集団は承認の拒絶に遭っていると捉えるだろう。承認の拒絶は個人や集団の人格や権利を毀損する行為として当該個人や集団に受け取られるため、その棄損を克服するために、否定的な経験をした個人や集団は承認のための運動や闘争を始める場合が多い。なお、こうした運動や闘争は、必ずしも多様性や排除されてきた者の包摂を謳うものではなく、他の個人や集団の承認を阻む場合もある。

次に、ホネットは三つのタイプの承認があるとしている。すなわち、家族愛などといった愛、法的関係を示す権利、そして、価値共同体を生み出す価値評価である。本研究では、愛という「原初的關係」、すなわち個人間で成立する承認は無関係であるため、ここでは説明を割愛する。二つ目の様式である法的関係における承認は、普遍主義に基づき、人間を人格として認め、権利を付与することを意味する。三つ目の様式である価値評価では、「多少」や「良悪」などといった「尺度に照らした人格性の特徴の価値を示す評価の準拠体系」が前提となっている。当然ながら、価値評価が前提としている準拠体系は地域によって異なり、時代とともに変化する。「他の人格との相違」が焦点となっている点が特徴であり、普遍主義に基づいている法的承認とは決定的に異なる。

ホネットの議論を踏まえると、記憶の承認は二つ目の様式である法的承認および三つ

目の様式である価値評価に該当する。だが、本研究ではとりわけ価値評価という承認の様式に注目する。なぜならば、法的関係による承認は個人あるいは集団の権利回復につながるが、価値評価はより広範に社会的影響を及ぼすからである。つまり、法的関係における承認では、特定の個人や集団が金銭を受け取る、それまで剥奪されていた権利を享受する、さらには特別な権利を与えられる、などといった具体的な対策が取られるが、その社会的影響は限定的だ。一方で、価値評価は場合によっては特定の個人や集団の抑圧につながったり、あるいは、不自由を強いられていた人々の解放につながったりする。

最後に、本研究ではとりわけ植民地支配に伴う暴力に注目していく。ここでいう植民地支配に伴う暴力とは、社会通念上の物理的・身体的な毀損を伴う行為ではなく、支配者-被支配者関係の中で生じ、この非対称な関係を維持するために生じた行為や制度を指す。言い換えれば、植民地支配に伴う暴力とは「国家による『恒常的で日常的』な暴力」である。植民地支配に伴う暴力はフランス政府やフランス軍、ヨーロッパ系入植者を行為主体としており、被支配者たる先住民がその被害に遭った。こうした暴力の構想に基づくことで、本研究では、次の二点が可能となる。まず、植民地時代における支配者だったフランスの公権力によるアルジェリアの記憶の承認にどのような問題があるのかを明らかにできるだろう。すなわち、アルジェリアの記憶を承認する際に、植民地支配に伴う暴力における加害者と被害者や、暴力の実態を公権力が明確にしているかどうかを検証できる。こうした検証は、植民地支配の過去を乗り越え、当事者たちの和解のための足掛かりの提示に役立つだろう。次に、植民地支配に伴う暴力の行為主体を支配者たるフランス政府、フランス軍、入植者とすることにより、植民地支配における人々の序列を前提とできる。つまり、上記のとおり植民地支配は非対称な関係の上に成り立っており、この点を前提とすることで、どういった立場の者が持つ記憶を公的機関が承認するのか、あるいは、公的機関がある記憶を承認する際に植民地支配におけるそれぞれの立場を明示しているのかを検証できる。

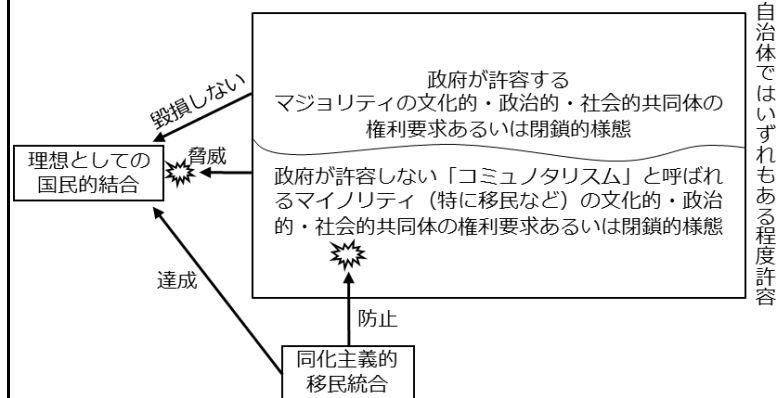
4. 研究成果

本研究により以下の点が明らかになった。

まず、フランスの政府や自治体がアルジェリアの記憶を選別的に承認したのは地続きの関係にある移民統合と国民的結合を促進するためだった、という仮説を立て、その検証を行った。その結果、国家レベルでは移民統合や国民的結合を促進するためにアルジェリアの記憶が承認されることを明らかできた。一方で、自治体レベルでは移民統合や国民的結合の促進のためではなく、特定の共同体の権利要求や閉鎖的様態を許容する形

で記憶が承認された。したがって、国家レベルではアルジェリアの記憶の承認は移民統合や国民的結合の促進を目的として行われる一方で、自治体レベルでは必ずしもそうではないことが分かった。さらに、ペルピニャンの事例を用いて、コミュニタリズム（共同体主義）をめぐる言説を考察し、コミュニタリズムと移民統合と国民的結合の関係を精緻化した。

コミュニタリズムとは、共同体の自閉や積極的な政治的・社会的活動を指す政治的コノ



テーションの強い語である。政治的言説の中で政治家らが恣意的に使用する概念だといえる。なぜ恣意的かといえば、共同体によって、コミュニタリズムだと批判されるものもあれば、批判されないものもあるからである。上の図は国民的結合 移民統合 共同体が起こす現象を表している。ここで「文化的・政治的・社会的共同体の権利要求あるいは閉鎖の様態」としたのは、コミュニタリズムという政治的コノテーションを除外した表現が必要だったからである。この図により、コミュニタリズムという語句がマイノリティとマジョリティを分断する機能を持つ概念であることが分かる。

最後に、以下の七点を結論として指摘する。

A. 記憶は政治的な意図をもって利用される。そのため、場合によっては記憶の承認は抑圧につながる。

B. フランスの公権力により承認されるアルジェリアに関わる記憶は、植民地支配を肯定するもの、あるいは、否定しないものである。

C. 移民統合と国民的結合を目的とする国家レベルの記憶の承認は文化的差異の否定につながるため、新たな被害を生む可能性がある。

D. 国家レベルにおける移民統合や国民的結合を目的とした記憶の承認に関しては、右派政党も左派政党も大きな態度の差を見せていない。

E. 国家レベルであっても、自治体レベルであっても、記憶の公的な承認は時には歴史修正主義、すなわち、史実の無視・捏造につながる場合がある。

F. 政府と自治体の政策における乖離があ

る。

G. 記憶に関わる政策領域においては、政治家や官僚のみが支配しているわけではなく、多様な市民団体の関与がある。

今後の課題として以下の点が挙げられる。フランスのコミュニタリズムに関わる分析を本研究では充分に行うことができなかった。国民的結合と移民統合とコムニタリズムの関係を明らかにした。移民をはじめとするマイノリティの攻撃的および閉鎖的とされる共同体が起こす現象、すなわちコムニタリズムが国民的結合にとって脅威を成しており、脅威をなくすために統合という手段が必要とされた、と論じた。さらに、同じような共同体が起こす現象が観察できても、コムニタリズムだと批判される場合もあれば、そうした批判が見られない場合もあり、コムニタリズムは政治的言説の中で政治家らが恣意的に使用する概念であることを明らかにした。だが、翻訳が困難な *communautarisme* という語は、さらなる考察を必要とする。平等という憲法上の原則に則した概念である一方で、マイノリティの主張や社会参加を排除するための極めて特殊な言説を為しておりフランス政治を理解する上で、その言説の生成および再生産過程や、マイノリティ排除およびマジョリティの特権化における機能を分析するべきであろう。

【参考文献】

アクセル・ホネット『承認をめぐる闘争 社会的コンフリクトの道徳的文法』（山本啓・直江清隆訳）法政大学出版局、2014年（原著は2003年）

Merle, Isabelle. « De la « légalisation » de la violence en contexte colonial. Le régime de l'indigénat en question », *Politix*, vol.17, no.66, 2004.

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔学会発表〕（計2件）

Eriko OSHIMA, La communauté pied-noir à Perpignan: Réflexion sur la politique communautariste de la municipalité et le Centre de Documentation des Français d'Algérie, Journée francophone de la recherche 2016, 2016年12月2日, 日仏会館

大嶋えり子「植民地支配と独立戦争を記憶する 南仏都市におけるアルジェリアの引揚者の活動」日本国際政治学会 2017年研究大会 平和研究分科会、2017年10月27日、神戸国際会議場

6. 研究組織

(1)研究代表者

大嶋 えり子 (Eriko OSHIMA)

早稲田大学・政治経済学術院・助手

研究者番号：90756066